

第34号議案

島根県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

島根県精神保健福祉審議会条例（昭和40年島根県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第1項の規定に基づき、島根県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第5条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第6条とする。

第3条第2項中「委員」の次に「（臨時委員を置く場合にあつては、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議をする場合に限り、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に改め、同条を第5条とする。

第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（組織）

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第 9 条第 1 項の規定により置かれた島根県精神保健福祉審議会並びにその会長及び委員（臨時委員を置いた場合にあつては、当該臨時委員を含む。以下同じ。）は、この条例の施行の日において、この条例による改正後の島根県精神保健福祉審議会条例第 1 条の規定により置かれた島根県精神保健福祉審議会並びにその会長及び委員となり、同一性をもって存続するものとする。